



金融の円滑化と中小企業支援策について

平成25年8月21日
福岡財務支局

(お問い合わせ先)

福岡財務支局 理財部 金融調整官

TEL 092-411-7281

開催日	説明者	説明対象者
6月3日	副大臣	金融機関支店長向け(福岡県)
6月7日	理財部長	中小企業向け(佐賀県)
6月7日	理財部長	経営支援の担い手向け(佐賀県)
6月14日	参事官	経営支援の担い手向け(福岡県)
6月17日	企画課長	経営支援の担い手向け(長崎県)
6月17日	企画課長	中小企業向け(長崎県)
6月21日	銀行二課長	中小企業向け(福岡県)

説明会に対する要望・意見

- 認定支援機関が策定した経営改善計画を金融機関が承認しなければ、改善計画が進捗しないことから、金融機関に対し、積極的に取り組むよう指導願いたい。
- 数多くの税理士が認定支援機関となっているが、コンサルティング能力にばらつきがある。
- 業界内では認定支援機関制度の認知度が低い。認定を受けることでどのような仕事が必要されるのか分かりにくい。
- 支援の要件のハードルが非常に高いため、経営改善支援センターへの相談は多いが、申込件数は非常に少ないと聞いている。

その他関係機関からの意見

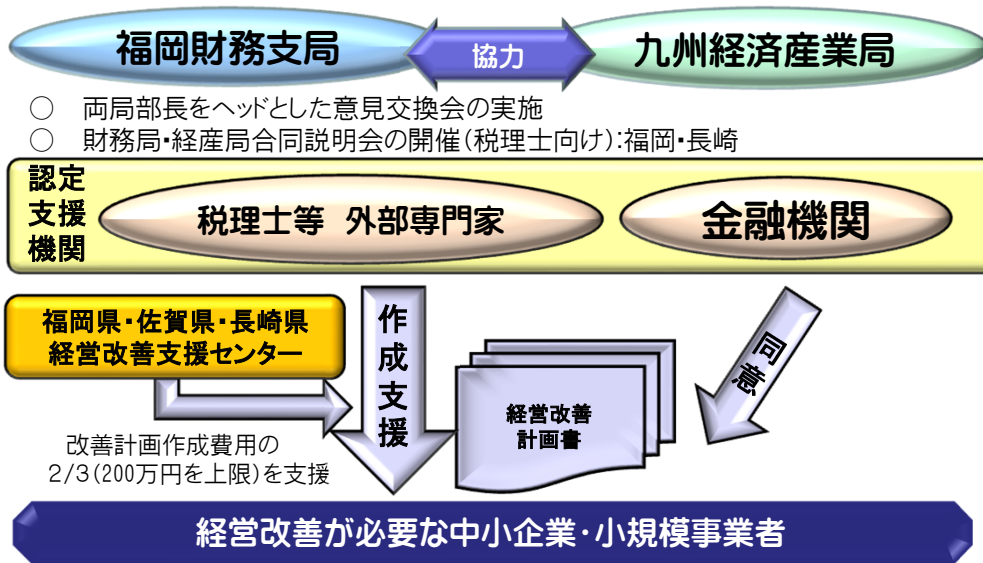
- 安定的に案件を確保するには、地域の金融機関が中心となった仕組みづくりが必要。

課題

今回の経営改善支援策の一つである「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業(補正予算405億円)」に関する質問要望が多数認められており、当局として、どのような支援が可能か検討が必要。

財務局としての対応

- ① 財務局と経産局との協力体制を構築するため、当局理財部長と経産局産業部長をヘッドとする意見交換会を継続的に実施。(7月下旬)
- ② 九州北部税理士会役員会(福岡開催)において、十分に制度を理解してもらうため、金融の円滑化と中小企業支援策及び認定支援機関制度の説明会を経産局とコラボ開催。(5月)
長崎税理士会支部においても、同様に開催予定。(8月下旬)
- ③ 制度の問題点について、金融機関にヒアリングを行い、各県経営改善支援センター(再生支援協議会)や税理士会等に還元。
- ④ 支局長による九州北部税理士会会長との意見交換を実施。(7月)



Action: 財務局と経産局の協力により、金融機関をはじめとする認定支援機関の活用を促す。